ギネスワールドレコーズ ビジネスパートナー行動規範

条項 内容		ページ
1.	はじめに	2
1.1 1.2 1.3	方針声明 行動規範の適用範囲 行動規範の遵守	
2.	人	3
2.1 2.2 2.3	多様性、包括性、帰属意識 尊重し合う職場環境 安全衛生	
3.	誠実なビジネス	4
3.1 3.2 3.3 3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.9 3.10	法令遵守 汚職、贈収賄、不正行為の防止 強制労働、児童労働の禁止 データのプライバシーと保護 情報セキュリティ 財務の健全性 公正な競争 知的財産の保護 利益相反 機密保持とビジネス情報	
4.	環境基準	7
5.	実施	8
5.1 5.2 5.3	行動規範の遵守 サプライチェーンにおけるコンプライアンス 行動規範の違反	
6.	違反の報告	9

1.はじめに

1.1 方針声明

ギネスワールドレコーズ(以下、「GWR」)は、グローバルな事業において、従業員、ビジネスパートナー、および環境に対して高い倫理感を持って行動することを約束します。

GWR は、このビジネスパートナー行動規範(以下、「本規範」)の規定に従って事業を行い、ビジネスパートナーが本規範の基準、および国内外の適用されるすべての法律と規制を遵守して事業を行うことを求めます。

私たちは、本規範に記載されている原則が、長期的な視点に立って良いビジネスを行うことを促進し、高い信頼性を生み出し、強固で持続可能な関係を構築するのに役立つと信じています。その結果、私たちは、誠実でオープン、かつ倫理的な方法で事業を行うよう、自らに高い期待を寄せています。

1.2 行動規範の適用範囲

GWR の本規範へのコミットメントは、グローバルな事業の全領域および各ビジネスパートナー (以下「ビジネスパートナー」)に適用されます。

本規範において、ビジネスパートナーとは、GWR のために、GWR を代表して、または GWR と協働して活動するすべての第三者を指します。これには、サプライヤー、印刷業者、ライセンシー、代理人、請負業者、販売代理店、コンサルタント、フリーランサーなどが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

ビジネスパートナーは、GWRと契約を締結することにより本規範に同意し、その内容を受諾するものとします。

1.3 行動規範の遵守

GWR は、すべてのビジネスパートナーに本規範の遵守を求めます。また、ビジネスパートナーは、自らのビジネスパートナーに本規範の遵守を求めることが期待されています。

GWRは、場合によっては、ビジネスパートナーが本規範に詳述された高い基準を直ちに達成できないかもしれないことを認識しています。そのような場合、GWR は、次のようなビジネスパートナーとの提携を検討します。

- 合意された期間内に、本規範に沿った基準を引き上げることを目的とした強固なプロセスを導入している、または
- 一般的な業務慣行に対して、責任ある透明性のあるアプローチを実証している、 または
- GWRの内部監査手続きに従い、監査または検証手続きを成功裏に完了した場合。

ビジネスパートナーが本規範を遵守していないとGWRが判断した場合、ビジネスパートナーは、GWRが要求するすべての適切な是正措置を講じ、懸念される部分を解決しなければなりません。

改善されない場合、GWRは契約解除を含む更なる適切な措置を講じる可能性があります。

2. 人

2.1 多様性、包括性、帰属意識

GWRは、多様性、包括性、帰属性を奨励し、違法な差別を排除することに真剣に取り組んでいます。

多様性、包括性、帰属意識は、GWR の成功の基本であり、グローバルに分散している私たちの声が届き、歓迎されるような透明性のある環境を目指しています。その目的は、GWRの全従業員が尊重され、包摂されていると感じ、誰もがベストを尽くせるようにすること、そして従業員がGWRの支持者の多様性を真に反映するようにすることです。

GWR は、多くの異なるアイデアや視点が集まることで、創造性と革新性が称賛され、誰にとってもポジティブな文化や環境が生まれると信じています。

GWR は、ビジネスパートナーが、多様性、包括性、帰属意識に対する同様のコミットメントを奨励し、促進するような方法で事業を行うことを求めます。

2.2 尊重し合う職場環境

GWR の従業員は、常に品位、敬意、礼儀をもって他者に接する責任があります。すべての従業員は、これらの行動を反映した行動を取ることが求められており、また、知識と意識を高めるための研修に参加することが求められています。

GWRの「尊重し合う職場」に関するポリシーは、従業員が職場でいじめやハラスメントをu受けることを防ぎ、職場で受け入れられる行動を誰もが明確に理解できるようにする上で、重要な役割を果たします。「尊重し合う職場」ポリシーは、GWRのすべての従業員に以下の権利があることを定めています。

- 尊厳、尊敬、礼節をもって扱われること。
- 自分のスキル、経験、能力を評価されること。
- いじめ、ハラスメント、被害、差別のない環境で働くこと。

GWR は、年齢、肌の色、障がい、民族性、家族・配偶者の有無、ジェンダー、性自認・表現、国籍、身体的・精神的能力、人種、宗教、性別、性的指向、社会経済的地位、その他私たち全員をユニークな存在にしているあらゆる特徴による差別を容認しません。

ビジネスパートナーは、ハラスメント、いじめ、差別、身体的および言葉による虐待、脅迫 がなく、従業員を尊厳をもって扱う環境で、事業を行わなければなりません。

2.3 安全衛生

GWR は、すべての従業員および職場を訪れる他の人々のために、健康的で安全な職場環境を提供し、維持します。GWR は、人身事故を防止し、関連法規の下で雇用者として会社に課された義務を遵守するために、合理的かつ実行可能なすべてのことを行います。

同様に、ビジネスパートナーは、職場の安全衛生に関する法律やルールを遵守し、従業員に 健康で安全な職場環境を提供するものとします。

3.誠実なビジネス

3.1 法令遵守

真の国際的な企業として、GWR は適用されるすべての法律と規制を遵守することを約束します。透明で信頼できるビジネス関係を確保するために、私たちはビジネスパートナーにも同様に真剣な取り組みを求めます。

すべてのビジネスパートナーは、GWR のために、GWR と共同で、または GWR のために行う それぞれの活動に、地域、国、国際レベルで関連して適用される法律、規制、ガイドライン を熟知しているものとします。

国内法および国際法は、物品およびサービスの輸出入と国内取引、ならびに資本移動と支払いを規制しています。当社のビジネスパートナーは、第三者との取引が経済封鎖、貿易、輸出入管理またはテロ資金対策のための規制に抵触しないよう、適切な手続きを実施しなければなりません。

特定の国や市場では、本規範に記載されているよりも厳しい規則が施行されている場合があります。そのような場合には、より厳格な規則が適用されます。

3.2 汚職、贈収賄、不正行為の防止

GWR のすべての業務を誠実かつ倫理的に行うことが、当社の方針です。私たちは、賄賂、汚職、不正 行為に対して一切容認しないアプローチをとり、事業を展開している場所に関係なく、すべてのビジネス 取引と関係において、公正かつ誠実に行動することを約束します。

汚職は、良いビジネスを行うという目的に反しています。汚職とは、権威ある地位を任された者が、しばしば個人的利益を得るために行う不正または非倫理的な行為を意味します。汚職は、賄賂や詐欺を含みますがこれに限定されない、あらゆる形態のものがありえます。汚職は、当社の利害関係者が GWR および GWR ブランドに対して持つ信頼と信用を損ないます。さらに、汚職は法の支配を弱め、市場を歪め、他人の権利と資源を奪います。GWR は、横領、窃盗、不正流用、脱税、マネーロンダリングなど、あらゆる形態の汚職を糾弾します。

従って、すべてのビジネスパートナーに対して、以下の原則を遵守することを求めます。

- GWR に代わって行動する者、または GWR と関係を持つ者は、直接的または間接的に 賄賂の要求、申し出、支払い、受領、その他の汚職行為を行ってはなりません。
- いかなる形態であっても円滑化のための支払いも認められません。

• GWR を代理する者は、贈答品や接待を求めず、ビジネスパートナーや第三者から、 あるいは第三者への贈答品や接待の受領・提供は認められません。

ビジネスパートナーは、いかなる形態の汚職、賄賂、不正行為も糾弾しなければなりません。

信頼と誠実は GWR の企業文化の基礎であるため、汚職の疑いがある場合、当社はビジネスパートナーに照会し、調査する権利を留保します。

3.3 強制労働、児童労働の禁止

ビジネスパートナーは、いかなる形態の強制労働、拘束労働または自発的でない労働も用いてはなりません。

この禁止は、何らかの罰則、脅しのもとで個人から要求され、個人が自発的に申し出たのではないすべての仕事またはサービス、現代の形態の奴隷、労働目的の人身売買に適用されます。

またビジネスパートナーは、いかなる形態の児童労働の使用も禁止されています。

児童労働は、国際労働機関 (ILO) 条約の第138号および第182号、ならびに国内法に従って定義されています。すべての労働者は、15歳に達しているか、または国内法で定められた最低就労年齢に達していなければならず、いずれかの高い方の年齢に達していなければなりません。

3.4 データのプライバシーと保護

ビジネスパートナーは、顧客、従業員、その他の関係者のプライバシーを保護する法的責任を負っており、個人データを収集、処理、移転、保管する際には、適用されるすべての法律と規則を遵守しなければなりません。特に、ビジネスパートナーが使用する個人データは、以下のものでなければなりません。

- データ対象者との関係において、合法的、公正かつ透明性のある方法で処理される こと。
- 特定された、明示的かつ合法的な目的のために収集され、それらの目的と相容れない方法でさらに処理されないこと。
- 適切であり、処理される目的と関係があり、必要なものに限定されること。
- 正確であり、必要に応じて最新の状態を保つこと。処理される目的に照らして、不 正確な個人データは、遅滞なく消去または修正されるよう、あらゆる妥当な措置が 講じられること。
- データ対象者を識別できる形で、個人データの処理に必要な期間を超えないように保管すること。
- 適切な技術的または組織的手段を用いて、不正または違法な処理から偶発的な損失、破壊または損害に対する保護を含む、個人データの適切な安全性を確保する方法で処理されること。

3.5 情報セキュリティ

ビジネスパートナーは、GWRから提供された情報を契約上の義務を果たすためにのみ使用し、適切なセキュリティ対策を実施することにより、内部および外部の誤用から保護しなければなりません。このような対策を講じない場合、サイバー攻撃、データ損失、知的財産権の侵害、個人情報の盗難など、重大な損害が発生する可能性があります。

ビジネスパートナーは、GWRから提供されたいかなる情報も、個人的な目的、または不適切、非倫理的もしくは違法となりうる目的に使用しないものとします。

GWRがシステムまたはデータへのアクセスを許可する前に、ビジネスパートナーは情報セキュリティに関するアンケートへの十分な回答が求められます。

適切なセキュリティ対策が実施されていることをGWRが承認しない場合、ビジネスパートナー候補のシステムへのアクセスを拒否する権利を留保します。

3.6 財務の健全性

ビジネスパートナーは、誠実に業務を遂行し、文書を保管し、財務報告を行わなければなりません。

商取引、資産、負債は正確かつ正しく管理され、法的要求事項に従って文書化されなければなりません。

すべての支払いと取引は、適用されるすべての法律と確立した会計方針に従わなければなりません。ビジネスパートナーは、マネーロンダリングを検知し報告するための適切な手順を踏むものとします。

GWRは、ビジネスパートナーが財務的健全性の要件を満たしていることを確認するために、 信用調査および/または第三者への照会を行う権利を留保します。

3.7 公正な競争

ビジネスパートナーは、適用されるすべての独占禁止法および競争法に従わなければなりません。

ビジネスパートナーは、倫理的な組織として、顧客のビジネスを獲得するために競争する際に、オープンで公正に行動することを約束します。また、競合他社を不当に誹謗中傷するような虚偽の主張をしたり、競合他社の取引関係を不当に妨害することはしません。

ビジネスパートナーは、競合他社、サプライヤー、流通業者、小売店または顧客との間で制限的な契約を結ぶことを含め、いかなる反競争的行動も行なわず、またそれを容認しないものとします。

これには、競合他社との価格協定、あらゆる形態の市場分割・配分協定、入札談合、競合他社との競争上重要な情報の違法な共有が含まれますが、これに限定するものではありません。

3.8 知的財産の保護

GWRは、知的財産

創造と保護によって名声を築いてきた企業として、知的財産への投資とその価値が極めて重 大であることを理解しています。

知的財産には、文学作品、写真、テレビ番組、ビデオクリップ、録音、デザイン、データベース、商標、特許などが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

またGWRは、知的財産が不適切に使用されたり、侵害されたりした場合に生じる可能性のある損害についても、極めて重要な認識を持っています。知的財産の侵害には、許可またはライセンスなしに著作権または商標の資料を公表、配布または表示すること、および物理的またはデジタル形式の両方で知的財産の無許可コピーを作成および配布することが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

従って、ビジネスパートナーには、GWRに属するか否かを問わず、あらゆる種類の知的財産を尊重し、保護することを求めます。

GWRにとって知的財産を尊重することは、特に以下の事を意味します。

- 他者の知的財産を自分のものと同じように扱うこと。
- 使用に際しては、事前に書面による許可を得ること。
- フェアユース(公正利用)と公正取引の概念の限定的な適用を尊重すること。

3.9 利益相反

本規範において、潜在的な利益相反は、ビジネスパートナーの従業員の外部利益(例えば、金銭的または個人的利益)がGWRの利益または業務上の義務を阻害する場合に生じます。例えば、ビジネスパートナーの従業員が、GWRとの取引により、当該従業員又はその家族の個人的利益をもたらす可能性のある意思決定に影響を与えることができる場合、利益相反が発生する可能性があります。

GWRに関連する活動において、潜在的または実際の利益相反の影響を受けるビジネスパートナーは、可能な限り速やかにこれを開示し、解決する義務を負います。

3.10 機密保持とビジネス情報

GWR は、その競争力、キャッシュフロー、収益性、法律、規制、契約の遵守、および商業上の評判を維持するために、すべてのビジネス情報資産の機密性と完全性を保持することに努めています。

GWR の機密情報とは、組織内の機密情報であり、知る必要のある者だけが業務上使用することを意図したものです。このような情報の不正な開示は、法的または金銭的な責任、GWR およびビジネスパートナーの評判への損害など、重大な損害を引き起こす可能性があります。

ビジネスパートナーは、機密情報およびデータを安全に保管し、許可された個人のみに情報 を提供し、合意された業務目的にのみ使用することを保証しなければなりません。

GWRまたはビジネスパートナーに関する機密情報を、メディアや競合他社などの第三者に 無断で開示することは、本規範の違反となります。

4.環境基準

GWR は、製品関連資材の倫理的かつ責任ある調達の確保に努めています。例えば、2020 年に出版した GWR の書籍 200 万冊は、100%が PEFC 森林認証プログラム(以下、「PEFC」)による認証を取得しています。また GWR の書籍は 98%が再生可能で、フィンランドで調達した PEFC 認証紙と、植物性インクで印刷されたその他の紙製品(厚紙、見返し、表紙)を使用し、森林管理協議会 (FSC) 認証の段ボール箱で梱包しています。

またGWRは、製紙工場から印刷会社、流通業者に至るサプライチェーン全体と、その間をつなぐ輸送手段について、より広範なサステナビリティの向上に長期的に取り組んでいます。

ビジネスパートナーは、GWRの環境問題に対する意識と環境基準の向上への取り組みを共有し、少なくとも適用される地域の環境法令およびGWRが書面で通知する追加の環境基準を遵守する必要があります。

ビジネスパートナーは、天然資源の責任ある利用、廃棄物の削減、リサイクルの増加、持続可能な供給源からの環境に配慮した製品の使用が、環境に対する共有責任の重要な部分であることに同意するものとします。

5. 実施

5.1 行動規範の遵守

ビジネスパートナーは、GWRとの契約関係の一部として、本規範の遵守と実施を保証するものとします。

また、ビジネスパートナーは、GWRのために活動を行う従業員にも、本規範の規定を遵守させる必要があります。

5.2 サプライチェーンにおけるコンプライアンス

ビジネスパートナーは、GWRのために活動する範囲内で指名した自社の取引先が本規範の規定を実施し、GWRが納得する形で規定の遵守を監視し文書化するための有効なシステムを導入しなければなりません。

5.3 行動規範の違反

本規範は、GWRとのすべての契約において不可欠な要素です。

ビジネスパートナーが本規範を遵守していないとGWRが判断した場合、ビジネスパートナーは、GWRまたはその指定代理人が実施する調査への協力を含め、懸念される領域についてGWRが要求するすべての適切な是正措置を取らなければなりません。

妥当な期間内に懸念事項を是正しない場合、GWRは契約解除を含む更なる適切な措置を講じる可能性があります。

ビジネスパートナーがGWRを満足させることを実証できなかったと合理的に判断した場合、GWRは契約を終了する権利を留保します。

- 妥当な期間内に本規範の全条項を満たすよう努力する真の意志があること、または
- 業務慣行の確実な検証を可能にする十分な公開性と透明性があること。

6.違反の報告

ビジネスパートナーが本規範に関して質問がある場合は、既存のGWR業務担当者にご連絡ください。

本規範の違反が疑われる場合は、財務、法務、業務、人事・文化部門の責任者を含む GWR のガバナンスチームに報告する必要があります。

GWRガバナンスチーム:

Eメール: [address@guinnessworldrecords.com]

電話:[番号]

郵便宛先:

Guinness World Records Limited Ground Floor, The Rookery 2 Dyott Street London, WC1A 1DE